

平成19年3月12日

別記(略)請求人及び代理人 様

愛知県監査委員 (氏名4名列記…略)

地方自治法242条第1項の規定に基づく住民監査請求について

(通知)

平成19年2月7日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)代242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由 1 請求の趣旨(略)

2 要件審査

監査の実施にあたり、本件住民監査請求が法242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

(1)本件住民監査請求に係る請求人が法第242条に定める住民監査請求の請求人としての資格を有するか否かについて調査したところ、請求人217名のうち、1名については、死亡していたことが判明した。

したがって、死亡している1名については、住民監査請求の請求人の資格を欠いており、法第242条の要件を欠いているので不適法である。

(2)住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「財務会計行為」という。)があると認めるときに、住民が監査委員に対し監査を求め、該財務会計行為の防止、是正又は当該財務会計行為によって地方公共団体がこうむった損害の補填に必要な措置を講ずべきことを請求する権能を認めた制度である。

(3)住民監査請求においては、請求人が違法、不当と主張する財務会計上の行為について、なぜそれが違法・不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に特定する必要がある。

(4)請求人らは、設楽ダムへの費用負担は各目的とも違法であるとして支出の差止め等を求めているが、その違法性の理由として、平成18年策定の豊川水系水資源開発基本計画(フルプラン)の水需給見通しは、供給過剰であり、設楽ダムの新規利水は使用の見込みがないこと、また、設楽ダムが洪水対策の最終案ではなく、他の代替案との比較検討が必要であること、さらには、設楽ダムで環境破壊をして行うことになって、環境保全対策として矛盾しており、設楽ダムによる利益は多様な損失より余りにも小さいということを述べている。しかしながら、これらは財務会計行為の違法性、不当性を具体的に特定して摘示しているとは言えないものである。

(5)請求人らは、各目的別の具体的な費用負担額は明らかになっていないが、特定多目的ダム法及び河川法によれば、愛知県の負担金は、水道用水について水道用水供給事業者として企業庁が負うダム使用权設定予定者の費用負担額、農業用水について、かんがい目的費用負担額から利用者負担額を差し引いた額の10分の3、流水正常機能維持及び洪水調節目的について、それぞれの費用負担額の10分の3であると主張している。しかし、これは法律の内容を述べたにすぎず、費用負担の支出の違法性、不当性を具体的に示したものではない。

(6)以上のことから、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法である。